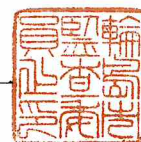


輪島市監査公表第24号

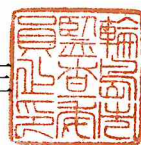
地方自治法第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき、次のとおり公表します。

令和2年2月10日

輪島市監査委員 高森 宝一



輪島市監査委員 大宮 正



定期監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査

2 監査実施日及び監査対象課

令和元年12月25日（水） 市立輪島病院

3 監査を実施した監査委員

輪島市監査委員 高森 宝一

輪島市監査委員 大宮 正

4 監査の範囲及び方法

監査対象課の財務に関する事務の執行が適切かつ公正で効率的に行われているかについて監査を行うものである。

今回はあらかじめ提出を求めた令和元年度監査資料（平成31年4月から令和元年10月まで）に係る事務事業全般及び平成30年度関連分の監査資料を中心に、担当職員から説明を聴取して実施した。

また、行政監査の視点に立った監査もあわせて実施した。

5 監査の結果等

監査した財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。監査対象課に対しては、執行時に次のとおり意見を述べさせていただいたことを申し添える。

○看護師や薬剤師などについては、修学資金の貸与を行い確保に努めているが、医師の確保についても同様な制度を検討するなど、安定した医療従事者の確保に向けなお一層の努力を期待したい。

○病院の機能評価を外部業者に委託することにより、医師をはじめとする医療従事者の意識向上が図られていることから、今後もこのような施策を推進していただきたい。

○高額医療機器の購入に際しては、医療機器等選定委員会を設置し費用対効果などについても慎重に検討を行っており評価したい。

○未収金対策として、督促状の送付や催促、分納相談、臨戸訪問などの取り組みを積極的に行っている。また、院内にクレジットカード対応の自動精算機を設置するなど、多様な支払方法にも取り組んでいる。今後も未収金の回収はもとより、未収金発生防止の取り組みにも努めていただきたい。

なお、口頭で指示した軽微な事項については記述を省略する。